

### Ⅲ 県立特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害・訪問教育学級）

県立特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害・訪問教育学級）における入学者の選考は、次の事項に基づいて公正に実施する。（新潟よつば学園・長岡豊学校の高等部知的障害普通学級を含む。）

#### 1 出 願 資 格

県立特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害・訪問教育学級）に入学を出願することができる者は、知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

- (1) 普通学級を希望する者
  - ア 特別支援学校中学部（知的障害）普通学級及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を令和7年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
  - イ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者（別紙様式3の1又は3の2出願資格申請書）
- (2) 重複障害学級を希望する者
  - ア 特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を令和7年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
  - イ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者（別紙様式3の1又は3の2出願資格申請書）
- (3) 訪問教育学級を希望する者
  - ア 特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を令和7年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
  - イ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者（別紙様式3の1又は3の2出願資格申請書）

#### 2 出 願

出願は、一人につき、1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）とする。新潟県立学校ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」）を使用する。

#### 3 募 集 定 員

各学校の募集定員は別に公示する。

#### 4 通 学 区 域

各学校の通学区域（以下「学区」という。）は、「新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則」（平成16年10月29日新潟県教育委員会規則第17号）の定めるところによる。

特別支援学校高等部（知的障害）のある中学生生徒については、保護者の住所が学区外にある場合であっても、通学区域に関する規則第2条により当該高等部に志願することができる。（重複障害学級の通学区域は、普通学級に準ずる。）

#### 5 選 考 の 方 法

- (1) 高等部を設置する学校の校長は、校長を委員長とする「入学者選考委員会」を設け、「調査書」及び各学校が実施する面接等の結果に基づき、総合的な審査を経て入学者を選考する。
- (2) 各学校で必要と認められた場合は、上記(1)による「調査書」のほか、更に必要な書類の提出を求めることができる。この書類の様式は、県教育委員会の承認を得て各校長が定める。
- (3) 高等部が複数ある学区のうち以下の学区又は地区は、該当校による「総合選考委員会」を設置し、通学の利便性を考慮して入学者を選考する。
  - ア 新潟学区普通学級  
県立江南高等特別支援学校、同川岸分校、県立西蒲高等特別支援学校、県立新潟よつば学園高等部知的障害普通学級の4校による「新潟学区総合選考委員会」（事務局：県立江南高等特別支援学校）を設置し、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して受入校及び入学者を決定する。県立新潟よつば学園高等部知的障害普通学級及び県立江南高等特別支援学校川岸分校は、原則として、自力通学が可能なる者を入学者とする。
  - イ 五泉阿賀野学区普通学級  
県立五泉特別支援学校村松分校、県立駒林特別支援学校の2校による「五泉阿賀野学区総合選考委員会」（事務局：県立五泉特別支援学校村松分校）を設置し、通学の利便性を考慮して受入校及び入学者を決定する。
  - ウ 三条長岡学区三条地区普通学級  
県立月ヶ岡特別支援学校、同見附分校、県立長岡豊学校高等部知的障害普通学級の3校による「三条地区総合選考委員会」（事務局：県立月ヶ岡特別支援学校）を設置し、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して受入校及び入学者を決定する。県立月ヶ岡特別支援学校見附分校、県立長岡豊学校高等部知的障害普通学級は、原則として、自力通学が可能なる者を入学者とする。  
三条地区とは、三条長岡学区のうち、三条市、加茂市、見附市、燕市、南蒲原郡田上町を指す。
  - エ 高田学区普通学級  
県立高田特別支援学校、同白嶺分校、県立吉川高等特別支援学校、県立上越特別支援学校有恒学舎の4校による「高田学区総合選考委員会」（事務局：県立高田特別支援学校）を設置し、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して受入校及び入学者を決定する。県立上越特別支援学校有恒学舎は、原則として、自力通学が可能なる者を入学者とする。

## 6 面接の期日

令和7年1月31日(金) 予備日：令和7年2月5日(水)

## 7 合格者の発表

- (1) 令和7年2月10日(月)までに各学校において行い、選考結果をウェブ出願システムにより2月13日(木)までに報告するものとする。
- (2) 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」(別紙様式4)を出願先(総合選考実施の場合は事務局校)の学校の校長に提出するものとする。

## 8 出願手続

**A 各校において選考を行う学区(佐渡学区、村上新発田学区、柏崎地区、小出学区、十日町学区)及び訪問教育学級の選考** ※ 柏崎地区とは、柏崎市・出雲崎町・刈羽村を指す。

令和6年12月2日(月)から、ウェブ出願システムに志願者情報や志願先等の出願情報を登録する。

- (1) 出願に必要な書類 ※ア～ウの書類は、出願先の学校に紙面で提出する。
  - ア 調査書(別紙様式1の1又は1の2、ただし、学習の状況等により両様式が必要の場合は両様式を合わせて提出してもよい。)
  - イ その他出願先の特別支援学校で必要とするもの
  - ウ 1出願資格(1)から(3)のイにより出願資格を得た者は、出願資格認定通知の写し
- (2) 出願に必要な書類の様式の取得  
出願に必要な書類の様式は、出願する側の学校がウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。
- (3) 出願に必要な書類の提出
  - ア 現在在籍している学校の高等部へ出願する者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを在籍校に報告する。
  - イ その他の志願者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを在籍(出身)学校に報告し、あて先を明記した返信用封筒(詳細は各校募集要項による)を、在籍(出身)学校に提出する。
  - ウ 上記イの志願者から「あて先を明記した返信用封筒」の提出を受けた在籍(出身)学校は「調査書」及びその他必要書類を所定の受付期間内に出願先の学校に提出する。
  - エ 所定の「調査書」の提出が不可能な場合には、返信用封筒(詳細は各校募集要項による)に次の書類を添えて直接出願先の学校に提出する。
    - ア 出願資格の証明書
    - イ 学業成績の証明書又は提出不能に関する証明書
- (4) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和7年1月10日(金)から1月17日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (5) 出願状況の公表  
出願を締切り後、各学校の出願状況については、各学校で公表する。
- (6) 志願変更  
志願変更を希望する志願者に対して、在籍(出身)学校はウェブ出願システムにおいて、令和7年1月20日(月)から1月24日(金)までに志願変更の手続きを行う。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (7) 出願資格を得た者の出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和7年1月20日(月)から1月24日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

**B 総合選考学区(新潟学区、五泉阿賀野学区、三条長岡学区三条地区、高田学区)**

令和6年12月2日(月)から、ウェブ出願システムに志願者情報や志願先等の出願情報を登録する。

- (1) 出願に必要な書類 ※ア～ウの書類は、出願先の事務局校に紙面で提出する。
  - ア 調査書(別紙様式1の1又は1の2、ただし、学習の状況等により両様式が必要の場合は両様式を合わせて提出してもよい。)
  - イ その他出願先の特別支援学校で必要とするもの
  - ウ 1出願資格(1)から(3)のイにより出願資格を得た者は、出願資格認定通知の写し
- (2) 出願に必要な書類の様式の取得  
出願に必要な書類の様式は、出願する側の学校がウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。
- (3) 出願に必要な書類の提出
  - ア 志願者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを在籍(出身)学校に報告し、あて先を明記した返信用封筒(詳細は各校募集要項による)を、在籍(出身)学校に提出する。
  - イ 上記アの志願者から「あて先を明記した返信用封筒」の提出を受けた在籍(出身)学校は「調査書」及びその他必要書類を所定の受付期間内に事務局校に提出する。
  - ウ 1出願資格の(1)から(3)に該当する者で、所定の「調査書」の提出が不可能な場合には、返信用封筒(詳細は各校募集要項による)に次の書類を添えて直接事務局校に提出する。
    - ア 出願資格の証明書
    - イ 学業成績の証明書又は提出不能に関する証明書

- (4) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和7年1月10日(金)から1月17日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (5) 出願状況の公表  
出願を締切り後、各学校の出願状況については、事務局校で公表する。
- (6) 志願変更  
志願変更を希望する志願者に対して、在籍(出身)学校はウェブ出願システムにおいて、令和7年1月20日(月)から1月24日(金)までに志願変更の手続きを行う。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (7) 出願資格を得た者の出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和7年1月20日(月)から1月24日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (8) 出願先及び面接の会場  
出願先及び面接の会場は事務局校とする。また、重複障害学級の面接会場は事務局が指定する。

## 9 欠員補充による2次募集について

選考終了後、各学校の普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和7年2月25日(火)に県教育委員会が県報及び義務教育課ホームページにおいて発表する。

- (1) 出願資格、出願及び出願手続  
ア 1次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。なお、新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区普通学級、高田学区普通学級については、ウェブ出願システムから、欠員が生じた学校に直接出願する。  
イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校(公立、私立)にも合格していない者とする。  
なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校(県内外、公立、私立を問わない)への入学を辞退した者は含まれない。
- (2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和7年3月3日(月)から3月7日(金)までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (3) 面接の期日  
令和7年3月11日(火) 予備日：なし
- (4) 結果の発表  
ア 令和7年3月12日(水)に各学校において行い、結果をウェブ出願システムにより3月14日(金)までに報告するものとする。  
イ 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」(別紙様式4)を出願先の学校の校長に提出するものとする。

## 10 その他

- (1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合で、当該者が高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。
- (2) 校長は、「調査書」及びその他の書類の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、願書の受理及び合格を取り消すことができる。
- (3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。
- (4) 出願に必要な書類は、ウェブ出願システム又は義務教育課(特別支援教育)ホームページからダウンロードする。
- (5) 県外から出願を希望する者は、新潟県教育委員会に出願申請を行い、その承認を得なければならない。出願申請の受付期間は、令和7年1月6日(月)までとする。